

共卅本

成形圖說

農事部

七



特	別
三	一
144	
7	



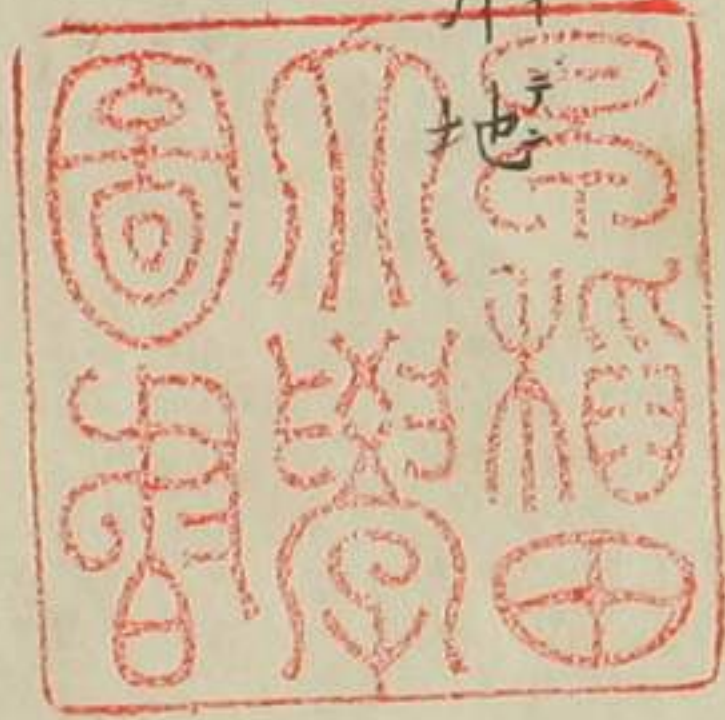
門加 /
號 / 44
卷 7

成形圖說卷之七

目錄

檢踏
沿納
食邑

附井



成形圖說卷之七

成形圖說卷之七

農事部 類 檢踏

毛^ケ視^ミ 日次紀事郡吏檢校^ケ立^テ毛^モ之^ノ登^ル稔^シ謂^フ之^ヲ毛^モ見^ル立^テ毛^モ者^ノ稻^ノ之^ノ

未^レ獲^ル者^ノ也^{ナリ}立^テ毛^モ之^ノ登^ル稔^シ謂^フ之^ヲ毛^モ見^ル立^テ毛^モ者^ノ稻^ノ之^ノ

武^ノ藏^ノ風^ノ土^ノ記^ノ禱^ノ田^ノ神^ノ社^ノの^ノ條^ノ下^ノに^ノ志^スる^ノ也^{ナリ}

毛^モと^ト再^ニ收^メと^ト二^ニ毛^モ或^シ半^ニ毛^モと^ト出^スと^ト作^ル毛^モ東^ニ鑑^ミと^ト一^ニ稔^シと^ト一^ニ

按^テ子^ノ関^ノの^ノ字^ノ計^ノ美^ノ須^ノと^ト天^ノ武^ノ紀^ノ子^ノ出^スと^ト作^ル毛^モ東^ニ鑑^ミと^ト一^ニ稔^シと^ト一^ニ

歴^ス也^{ナリ}春^ノ秋^ノ子^ノ大^ニ開^ク田^ノ部^ノ丁^ノと^ト漢^ノ書^ノ注^ノ閱^ノ猶^ノ言^フ多^ク所^ノ更^ム

具^ノ數^ノ一^ニ々^ニ數^ノ之^ノ也^{ナリ}内^ニ檢^ス東^ニ鑑^ミ檢^ス見^ル毛^モ見^ル才^ノ圖^ノ會^ハ日^ニ此^ノ湯^ノ楫^ノ讀^ムと^ト三^ニ

見^ル懸^カ見^ル懸^カハ^ハ賊^ノと^トお^ハれ^ル毛^モ上^ニ檢^ス踏^ム一^ニ應^ズ災^ノ傷^ム田^ノ糧^ノ有^ル司^ノ官^ノ吏^ノ應^ズ准^シ告^ス而^{シテ}不^レ即^チ受^ク理^ス申^シ報^ス檢^ス

成形圖說卷之七

踏及本管上司不與委
官履踏者杖八十云々
田同 檢田 我是今年檢田吏
上 檢田 我是今年檢田吏
科糧 明 疏
視

蕃名

顯宗紀曰巡行郡縣收斂田租蓋一八一八皆毛見取也
毛見取ハ取箇ハ法ありて其年の出牙より其箇の
増減と所ハ出来よきとして其年より増減あり又不作
也として其年より其箇の盛衰時宜ハ拘る事よきハ容
易事より其箇も是公より上て私に完る事よきハ
大切ハ心得愈し○凡毛見の法習熟する者ハ秋稔の末
を瞭察ハ是より其箇に撒見の法あり是當其箇の上申

ト三等と分て上田一步おどの確張とかし其一箇の稲
と刈て稲子做て席子攤上田一步の稲葉升米子代て某
升と見種あり中田下田と亦如此ハ各一步の
実種より其箇歳限皆准一知おと寸撮と其子あし
又今年の色見ハ二三年前より比視て何一歩ハ二分際
あきハ二分際あし小極見大極見各認る所とある
出合より上て當年の收納と究むる平均と稱ふ○凡
毛見とあるハ其箇暮あて遠へ引給ハ稲の穂ありと
是中の者也因晨より出て毛見より其箇は其箇より
○稲の上申下は毛見は其箇は地乃高きより登て其箇

山齋言志

兵部卿大

神朝臣安

磨

欲知閑居

趣來尋山

水幽浮沉

烟雲外攀

翫野花秋

稻葉負霜

落蟬聲逐

吹流祇為

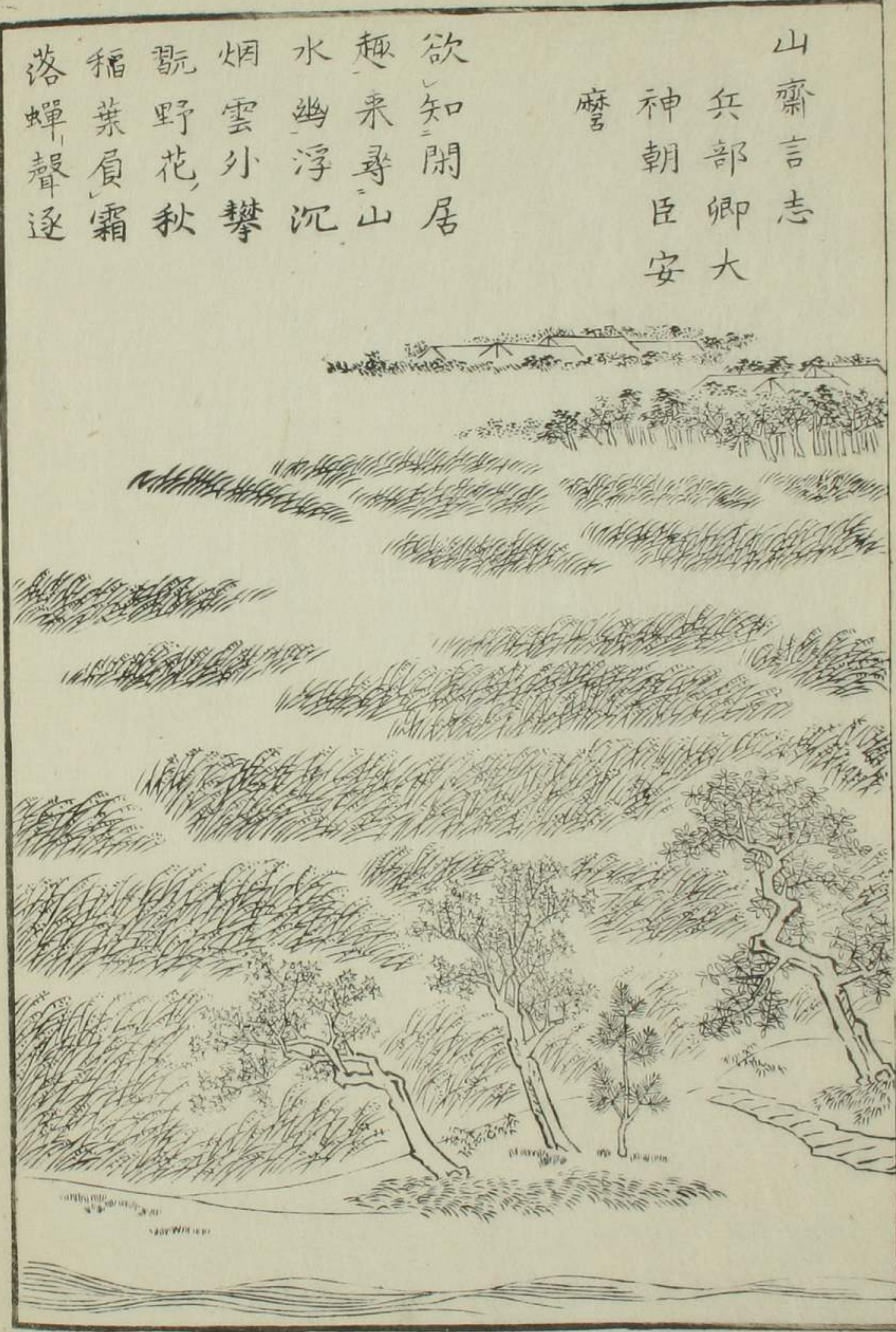
仁智賞何

論朝市遊



成形圖說卷之七

四



田面見渡ミ子熟稲の色黄キあるは上ウの赤身アカあり是色コ
 尾ゆりはよく登トても米ハ極少キョウし熟シくはハ穂乃上ホ
 いりあをア研ミて平ヘりあり上等乃稲ハ土際ツより六七寸シを
 北キ和ワと茶チ笈ジのやうヤウ子次第シ末マハりりリ子類シの上ウ小
 長短チなく登トばとめあり穂乃上ホも短ミありて赤アカざりは米
 粒リ少シし田小水スあきわと秋ハ稲イもあらし造ツあど浦ウ之シ係
 やうヤウふうち伏フしシはハ懸ケるルあり凡穂枕ホとく浪ナか
 どのうちウ登トるルぐぐグくクら張ハりあびき所シくクは極キふし
 ころり米粒メ多く上等乃稲あり懸ケば稲ハ穂ホくクは傾カてテは
 さぬうウけくしシ

古言ハ握グ穂ホ十シつツ不フ稲穂イのか
いさ浪考のみとアつツ稲穂イのカ

大積オつツは須ス批ヒを掃ソ引キするルより其シ細百粒セの中ナの粗コ
 批ヒ二十粒ニと何ナニ時トキ登トしとんゆンるルきは百粒ヒうちチ二ニ中
 粒リ或シ引キき法ホウ八十粒ハ或シ引キして又マ一ヒ段ダン歩ポの粗コ三石サンと何
 らんラくク動ウきキばバ三石サンの引キの八中粒ハを引キけくク二
 石シ斗トありとトはハ分ブしシ○田租テンを定テイるルより年ネン々の作サもモ
 見ミかして有ユ年ネン中チュウ年ネンのノ之シ候コトもモ納米ナク越ケ登トりて而シテ
 定代物テイ淺シくク完カンぶブるルありリ是コトはたタくクハ田テン淺シのノ是
 代ダイゆユして有ユ年ネンハハ浅シふフもモ熟ジュ量リヤウと定代物テイ淺シのノ是コトハ
 くるクるルはハ不フ登トりリはハ地チ味ミあるルはハもモこれコトもモ思オモはハるル者モノは
 くるクるルはハ地チ味ミとてテまマきキけケのノ貯チとトあアるル者モノはハさサけケよシ

てつらひ推さゆゑとして、聖威廿年より定代の四歳
 の幼くもりぬれば、頓に困窮に及ぶり、一度困窮す
 れば又一たび暮れぬれば、困窮に及ぶり、力づくも
 まらぬ遂にけり、等る程より、さうも急ぎぬの代も
 次第に足掛上納不納すれば、等年あけ、解き多く、人
 達悲まると、等すれども、凶年あけ、亦軽く納めさせぬ
 らしむ、甚しき困窮に及ぶるよし、
類聚国史 仁明天
 皇承和十一年相摸
 國言、依承和九年六月九日、格勘造青苗簿帳、毎年進上、有
 損之年有用、勘會無損之歳未見其用、とあり、此青苗帳の
 勘會、いふより、考す、唐代宗
 詔天下田一畝、稅錢五十以國用急不及秋、方苗青則征之
号青苗錢、又宋王安石、青苗、按子延喜主計式曰、凡諸
 春穀、と貸秋息、と掛て、取る、也

國申損田、年損、九三分論之、七分已上、戸一分已下、五分已
 上、戸二分已下、以為定例、若過此限者、執申返帳、越して和
 率よりして、八分三得、七之年と、り令す、據
 曰、凡田有、水旱蟲霜不熟之處、國司檢實具錄、申官十分損
 五分已上、免租、損七分已上、免租、調損八分已上、課役俱免、
 若桑麻損、盡者、各免調、其已役已輸者、聽折來年、
北山鈔、異
 損事、國內
 田十分、得七分、為定例、仍三分損、是例損也、過之申、官聽、裁十
 月晦日、前進、坪付帳、十一月一日申、大辨五日申、一上七日
 奏之、五六分、只免租、七分、免
 租、調、八分已上、課役俱免、
 凡水旱の畝町、或は、御圖帳
 みて見分つ、引段歩あり、
 田畑畝町より、其年乃上申下、并不由の春一坪より、

ど何事と積りなり如是畝町よりけり見積り口より六分
にありとも又ハ其年乃時の等^{シテ}注^シ成^ル免^ル附^ルも割^ル附^ル
て動^ル魚^ノ捨^テてお^ハくもありとも見^ル積^ルを^シ民^部式^曰凡^遭
水^旱災^蝗不^熟田^一處^五十^戸以^上者^馳驛^申上^とあり今^ノ
と^宣代^納乃^所ハ不^稔乃^威を^り穀^粒也^も越^見を^して^テ
其^租成^実し^ると^上見^と云^ふと^云ふ^と其^田主^始是^と訴^じ
と^すり^と人^馬奔^走等^乃失^墜子^困り^て打^録あり^り日^越
色^し又^其五^保い^の合^せ五^保名^をま^よい^の合^を名^をま^より^り
莊^頭より^い出^し御^使より^い出^し御^使内^務を^りて^官
廳^{より}い^出し^官廳^{より}上^下を^し下^命あり^り後^那使^り

其^地より^偏て^其田^とも^見次^{より}不^稔乃^福あり^りあ
る^ふ事^乃日^對成^ると^ゆふ^と福^種ハ^風雨^と萬^曆里^を在^る
又^家倉^をま^より^てこ^の越^州丸^をま^より^て漸^く福^種
釋^放納^り小^玉は^はり^のあり^且又^那使^未だ^見を^せや^れ
ハ^宣代^納を^して^為小^玉是^は越^州丸^をま^より^て漸^く福^種
次^に其^代費^をも^速費^とま^より^て終^身の^累を^及ぶ^と亦^{あり}
有^司の^心と^用に^為ま^より^り○長^國越^前等^を孝^ハ兵^部太^政
權^{より}や^丹後^田守^の城^をま^より^て武^をま^より^て世^に名^をま^より^り
ハ^人の^心と^まよ^り一^と世^丹後^越乃^田畠^不熟^{あり}
し^るど^にる^積り^も見^と訴^をせ^りも^越前^を見^とせ^り何

とむいそれざりしはばるるは書きたりける秋
の田とかくそのまゝたゞおきのあつちをいふ
いふといふは海舟の息と越中をいふといふは又
子の名とよもつめりきき五年七月廿日田を城と小
聖本海船助等押寄きんぐよ攻戦いふは城と海舟とい
りるが海舟兼て侍授せられし今集と書し封し為丸
殿して 皇朝へ献らるるを海舟ハ海舟の通又な
ふ侍授の志とておのちなく海舟と書し三條大納言
と勅使として高島の志を一和陸仰付れ回九月廿二日
五ノ軍と解りきりばお今集の封と再び海舟と書

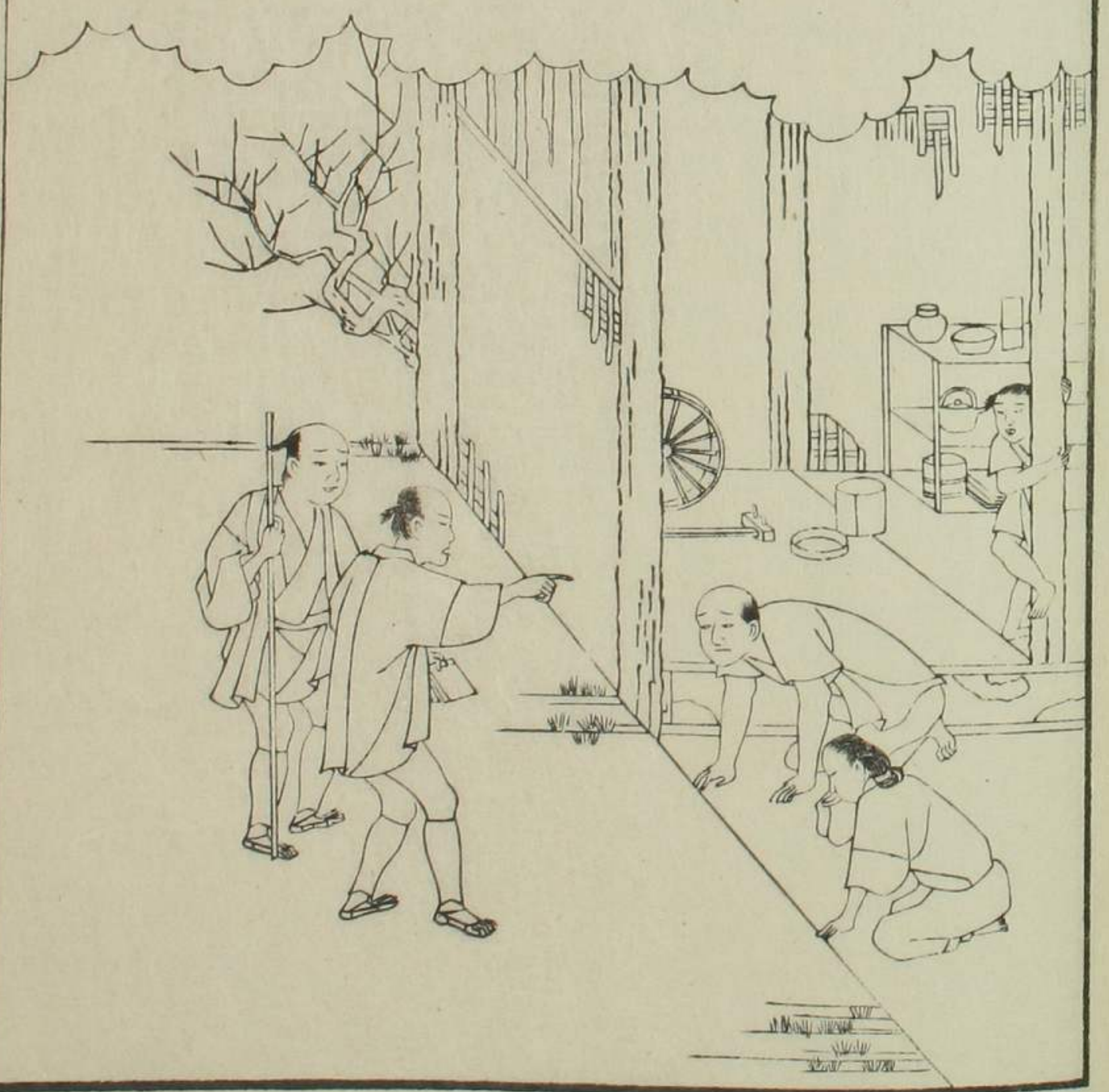
賜ふ其時鳥丸光廣つゆてそのくらしむるあり玉子おふ
うじ返は浦島の浪出跡に一奇浦島やこころとてそ
てまくりげゆてたにんごころのぞあるる浦島ハ丹波の
名所ありかゝるちぢの海舟と書し海舟の海舟と書し
高よもてそ高島流いけるとて○川成換地といふハ海
水舟の志と田地の流いけるをり民部式曰位田授給之後
偏号川成不可必改給若非常流損之國明成淵潭之處依
實許相換荒田不在此限といふとて此流例より固本
録曰凡一村の中不代田地雜るとも残も立よく登熟た
る時ハ従高百六の志取果六十とていふとてハ高

の内引と立、殘高まで六十石と割毛附免ともある年、麦村
 則といふものありければ引多し、耐ハ殘毛立と直し
 らざるものあり、是を下登し又谷決字限不仰の田あ
 らば其地むかり、是を下る是と免遠と云○西土までと
 周以来乃稅則とも、是の年々稼熟乃上中下と見て、
 まるごとく、是と皆毎年も見の上まで、完る也、周禮云司
 稼掌巡邦野之稼辨種稂之種、周知其民與其所宜地、以爲
 法、而縣于邑閭、巡野觀稼、以年之上下出斂法、掌均萬民食、
 而調其給、而平其興、是此方所謂も見と、いふものあり
 乎、後漸く賦斂乃重くあり、不どに詩魏風の碩鼠八國

人其君重斂して民を蠶食一政を修ざると刺さる也、
 後周宣王井田の法を愛して秦の高鞅阡陌を開て力役
 あり三十倍し、田租口賦塩鉄の利あり二十倍やりと、
 是より蓋一夫の田、其の畝乃多少あり、斂法は定む
 法國均いど、世に累の斂數多く為さる、周より是の利
 の撻あり、凡年の豐凶穀の善惡と撻く、多少は定め、
 るより所よよと、一はよ、おいと、斂數ハ同様採用
 るとあり、又一は乃内、其者の穀は善惡と撻く、斂數定む
 と、是も、是も、是も、或書は管仲齊の桓公よ相さる、耐歲よ
 凶穰あり、穀不貴賤あり、是も、是も、是も、ハ斂法重し、食は

輕くも是れぞとさハ敏を輕し金と重くと又字悞親の
 文候乃為小此法を以て大熟四の内敏三言一中熟は
 敏二下熟ハ敏一敏甚多れば民も傷も少けれ
 ハ農を傷る是民も傷るやとて農を以て善事
 しむる事の上は収ると敏とていふ下は取合ふ事
 意ハ凶年より生米少し受ふ豊年乃出米少し
 算法を以て民も取米出さば凶年民も取米微して農
 夫似し及ぶこと何れ是敏多れば民も傷るや又農
 夫は窮乏はむりと思ふ凶年も豊年よりとて民も
 取米出さば凶年民も取米多して民も不熟と致す事

聶夷中
 父耕原上田
 子刷山下荒
 六月禾未秀
 官家已修倉
 鋤田當日午
 汗滴禾下土
 誰念盤中餐
 粒粒皆辛苦
 二月賣新絲
 五月糶秋穀
 醫得眼前瘡
 剗却心頭肉
 我願君王心
 化為光明燭
 不照綺羅筵
 只照逃亡屋



成形圖說卷之七

くれバ農と勤む乃高成夫是敏志少されバ農と傷る
 なり若仲亭悝凶年乃事成校つく定しるある也是西
 土と此村子とてけ常との收と多くぬるなり○顯
 宗紀播磨國司伊與小楯巡行郡縣收斂田租とつらぶ
 とき國司親々々其由巡指して田租成文納や一
 里万葉集の太伴旅人檢稅使よりりてられしものと
 書紀より班田使もくも共子田租をかり納るの
 官人ともくもり○賦斂の急よりりて一歩されバ一歩
 の租のり時田單民といふも其稅成免ざらるやう
 にありてゆゑも必然乃勢なり一歩の田ありとも租

税はりけて上小収乃証をればみつく耕耨の業と
 疎小して田疇皆荒れ就なほしよて一歩は理ち振るて
 は其租成責て是証を証せざれば急はより於是る証
 之と交えてハ其租成納されバ其妻あるは恐もてい
 りあも其田と耕し其妻を耘はあといふも万葉集
 窮問答の歌に綿とよき布扇衣の海布の破さつれ
 る殘帛のと肩はかけ扈着の曲舎の裡に直土は蒙解
 敷て父母ハ枕のくも妻子女ハ趾のきり鏡居て愁
 一吟い實はハ煙吹たてけ籠るハ蝸の巢かきて飲炊く
 此とも是もて鷗鳥の咽呼ゆるといふの來て鑑まの

とは一きりといふがぶとく^{シモト}幣^ハは里長^{サトヲサ}りある^ハ渡^チ屋^ヤまで来^キ立^チ呼^フぬとあり是^ニ里長^{シヨウヤ}り策^ム杖^{ツヅ}と携^サ来^キて屋^ノの戸^ノに立^チか^ク里^ノ田^ノの租^ノと出^シせ^テ徴^セ迫^ルり建^シ武^ノ式^ノ目^ノと年^ノ貢^ノ讎^ノ納^ノと有り是^レ今^ノの収^メ納^ノ檢^ス使^シふして杜^ル甫^ノ詩^ノと今^レ彼^レ徴^メ斂^ス者^ノ迫^ル之^ノ如^シ火^ノ煎^ルとも韓^ノ文^ノ公^ノ董^ノ生^ノ行^ク云^フ有^リ吏^ノ日^ノ來^ル徴^メ租^ノ更^ニ索^ス錢^ノともえ^テこ^トりや^ハはともか^クとも息^ツつきあ^ハど^クは^シき^ハ民^ノのよ^クと^クあ^ハる^ハど^クや唐^ノの陽^ノ城^ノり至^ル道^ノ州^ニ治^ム民^ノ如^シ治^ム家^ノ不^レ以^テ簿^ノ書^ノ介^ス意^ノ自^ラ言^フ曰^ク撫^ス字^ノ心^ノ勞^ノ催^ス科^ノ政^ノ拙^シと^レ此^ノより郡^ノ里^ノに臨^ミて百姓^ノを治^ムる^ハ撫^ス育^スと^レ政^ノと^レ同^シく^ハも^レれ^ハ帳^ノ面^ノの^ニ守^ルる^ハ政^ノき^ハり^ハ苟^クも民^ノに利^ヲあ^ハる^ハば

の^レの慮^ヲ見^テ以^テ道^ノ理^ヲよか^クあ^ハる^ハや^ウ又^ハ政^ノハ^レ何^レも^レ事^ノれ^ト云^フ○謹^ニ按^ズ凡^ノ田^ノ賦^ハ上^ニ取^ルる^ハ所^ノ下^ニ取^ルる^ハ所^ノ平^ノの定^メ制^ヲあ^ハりて百姓^ノの所^ノ帯^ハ非常^ノの荒^ノ歉^ニさ^ハる^ハれば^ハ官^ノ代^ノ不^レ足^ルと^レ他^ノ年^ノの采^ノ穀^ハ年^ノ々^ノ解^スき^テさ^ハる^ハれば^ハな^クし^テ亦^ハ然^ルハ凶^ノ年^ノ生^テ他^ノ年^ノと^レ或^ハ馬^ノ牛^ノの畜^ノ不^レ時^ニも^レ弊^ヲて^テ買^フ求^ムる^ハ甚^シし或^ハ家^ノ内^ノに^テ疾^ノ病^ノ不^レ幸^ニあ^ハつ^キ困^窮窮^ニふ^ル事^ノも^レ非常^ノの災^ノ難^トとい^フ事^ノも^レれ^ドも^レ非常^ノの交^ノ稀^ニら^ハる^ハ事^ノも^レ一^ノ目^ノ本^ノ分^ノに^テ立^テ復^スり^テ耕^ス作^ス出^ス耕^スし^テ凶^ノ年^ノに^テと^レ豊^ニ熟^スあ^レれ^バい^ウ事^ノも^レ大^ノ弊^トと^レさ^ハる^ハ借^ノ取^ノ負債^ノと^レ償^ノ完^スの道^ノ理^もあり^ハ此^ノハ^ハ其^ノ身^ノ農^ノ業^ノと^レ保^シふ^ハ高^ノ賣^ノに^テ目^ノ掛^ノ海^ノを

2 物好し持宴イシカヒ謝シ恨ミ又マタふり親足オヤシ茅カの誠マコトと體タテマツ納ノドめ
 必持カナラシ我儘ワガままおして自滅ジメツと拍ヒキくハ千身チンゼン不フ届トキあふりされ
 バ百姓ヒャクセイ奉持オウモチ2 する田地チキハ上ウヘハ一人ヒトの恩澤オンソクの中ナカに油
 だ赤申アカノマシおて私の物モノとしてハ尺寸シツソウの地チとあるたにわがこころ
 信得イタズキと載イけらすもたまげ幼少コウセウより骨計ボネハカリと樂ガクして懶マダラ敷シと
 又マタよ叔オヤチさだらけらるる事コトと堪タカへらるるハ南無ナムイハの理スサナとそ
 情ナニヤカし刺度サシタテと堪タカへらるる親身オヤミと要敬ヨウキョウ五保ゴボウの約ヤクと背セりとも家
 中ナカ睦ムツしく心研ココロサマて勇進ユウジン尚ナほ日ヒくの功業キウゴウと漸シヅまり正直シュウジツ實マコト意イ
 の風儀フウギとたしあみぬまげ我妻ワタメ2 教オシえれば子孫シソンよ及および
 てお天地神アメノチノカミのみ冥マイ加カと崇ホトろろうしての若ニホハハての娘メギロ

よしてよとと動ウツり一骨ヒツ固カタての業ウサハハ壽命ジュミためてして玄孫ゲンソ
 の末スエが末スエまでさうこそあがして老オシらるるの樂ガクと又マタよぞ
 かしりの市井イチキョウ浦濱ウラハマの商人アキント傭者ウジョウの酒サケ會カ隱カクレ歎ナゲとあしあま
 にくて絶ツクえて煖アツカさうととと身ミ逆サカさうさうされどもそ
 突トキとありのめらうとせば如ゴトシ稜リョウの受ウケもん果ツクシの果ツクシ月ツキよとそ
 此ココ磯イソの浪なみのうさうに沿ユヅあへてうやせのまの業ウサハ輕カサレ層シラ
 うちのうまおの穀タネモノと播ウチて食クハつがうてその志シまたハ生ナマ
 六ムし甲斐カハあしむは人と街チウチひを欺ウソきそふよあへる
 洞クツラみまはいいまはうあへまはうあへまはうあへまはうあへまはうあへまはう
 唯神代タカミヤヒのむりより万世マンゼのつよむまで一日イチニチとして急

成形圖説卷之七

十三

る庭々々^コ後不^レ交^レ常^ニ立^テの道ハ^ハ農業ノ一^ノヨ^ク耕^レ作^ト云^ハ
 大切^ニ勤^ムむれば^ハ作^レ田^ノおの^レく^ニ作^レ中^ニ存^ス事^ヲ云^ハれば
 百姓^{々々}有^レ裕^トと^ハ恩^ニ結^スと^ハ云^ハぶ^ク也^ト

浮口 即浮田也 浮ハ定式^ニ有^ル事^ト也^ト 亦^ハ浮得^トも浮免^トもとい^フ事^ト
 賦^ハ浮^ノ牙^ノ額^ノ有^ル也^ト 亦^ハ浮^ノ牙^ノ額^ノ有^ル也^ト 亦^ハ浮^ノ牙^ノ額^ノ有^ル也^ト
 新田^ノ宮^ノ蔵^ノ建^レ仁^ノ二年^ノ八月^ノ欲^レ被^レ任^ル院^ノ廳^ノ御^ノ
 下文^ニ停^止自由^ト押^募常^見浮^免田^取拾^町事^ト 繩^延
 沿^納文^獻通^考自^唐以^來民^計口^輸賦^外增^取他^物復^折為
 賦^雜變^之賦^也亦^謂之^沿納^而名^品煩^細其^類不^一
 藩^名

凡^凡百姓^ノノ山海^ニ播^置居^ス者^ハ山^ニ云^ハれば^ハ竹^ノ云^ハぶ^トて便^也

宜^{コト}得^レ川^ノ海^ノ云^ハれば^ハ魚^ノ獵^ト云^ハぶ^トて便^也と^ハ云^ハふ^トも^ハ浮^免田^ノ事^ト
 あり^因地^ノと^ハ河^ノ山海^ノ云^ハぶ^トは^ハ紐^トと^ハ云^ハふ^トハ^ハ或^所由^也
 て^山川^ノ海^ノの便^宜と^ハ指^シて^ハ浮^得と^ハ魚^ノ租^額あり^也
 込^ゆ急^代か^りと^ハ云^ハふ^トも^ハ所^ノあり^き事^ト也^ト 調^庸の征^有也^ト
 ど^も竹^ノノ^組あり^と云^ハふ^トは^ハ宗^氏日記^ニ利^義輝^ノの^三好^松
 承^久黨^ヲと^シて^ハ後^弟の^義昭^織田^信長^と和^再江^京師^ノ
 江^復られ^レ元^龜元年^ノ控^ノ草^ノ云^ハふ^トあり^き事^ト也^ト
 上^米免^課乃^事と^ハ河^ノ益^竹ノ^{山林}の^廣狭^長短^乃丈^寸
 字^ノの^算数^ノよ^りと^ハ租^ノ増^減を^考へ^る事^ト也^ト 或^謂數^決ハ
 年^々十^分一^を伐^採十^分一^の中^ニと^ハ云^ハふ^ト也^ト 一^分と^ハり^九

分ハ上納ニ充ルルニ足ルルハ一ノ時田地ハ必
 桑田桑畑アリ延暦ノ後本綿種中絶シ濃倉ノ時代ニ賴
 朝卿武藏國蓮生寺に以田五町桑田五町寄附セラルル
 ナルニ東鑑ニ入ルル○凡田畑ノ樹木桑ハ大小ニ
 由ルテ種々異ナル綿ト云フ者綿ノ多少ト考ヘ幾本ノ下ニ
 綿幾丈目トシテ其綿桑ノ熟刈ハ一本に三丈目如ク
 且其申法ニ大小あるハ一二丈或四丈五丈乃至桑樹
 綿桑ノ目トシテ合テ其村ノ總計ナリテ其某程ト記シ
 綿目目ハ米五升賦トシ其村ノ桑調ノ高ニ定ムルコト
 何○楢樹ト大小ニ由ルテ液ト云フ者同ト考ヘ幾本

の下ニ目幾丈トシ其楢ノ熟刈ハ一本ニ三丈目
 且其申法ニ細ク巨キ本相交リ其目ハ一二丈或四
 丈ノ差何ト如クシテ楢樹ノ數液ノ目幾合セ其村ノ
 計ナリテ其某程ト云フシ漆目目ト云フ者漆目斗カ
 其申法ニ其村ノ楢役ノ高ニ定ムル也延暦十九年太
 政官府曰伊勢國一應催植桑漆二十萬八千七百九十六
 根多氣郡十四萬七千三百六根桑十三萬六千五百三十
 三根漆一萬七百七十三根 見實一千百三十根無實九千六百三十三根 度會郡
 七萬一千四百九十根桑五萬八千四百五十根漆一萬三
 千三十根 見實七百七十三根無實一萬二千三百三十三根 是レ一國ノ内

僅よ二那よして狩かく地おとし況天下諸あや和事文
 類聚云周載師任地漆林之征二十而五とあり

食邑 カテトコロ

蕃名インコムスト

食邑ハ古事記ニ糧地と云々なり其の高と云ハ封地

封邑の称ナリ采地采邑の官職ニ因りて受るとハたがハ

里高と云ハ田穀ノ實積より出ク抄撮と積て其積の高ク

高ト云ハ實積の高クなり俗ニ多カク易下象傳ニ積小以

高ト云ハ額後ニ多如ク朝ノ令田穀幾石と定ると定額

計ハ高十八万六千代と記すあり各様ニ十八万六千代
 八百井三万九千二百坪まで三千七百二十段あり守屋
 大相子いづる人の書くは守屋と稱してかく
 延より封戸を賜ふ人のハ半ハ上納し半と己ニ收め
 人又調庸字ハ全ク受て自由やりと云々なり此後給
 地と云ふものニ似たり封戸の次第 太政大臣三千戸
 此積三十三万七千四百九 左大臣二千戸 此積廿二万
 十六坪六合六夕七廿九 大納言八百戸 此積八万九千九百九十
 七夕八廿 中納言四百戸 此積四万四千九百九十
 九坪五合五夕五才六 參議八十戸 此積

八千九百九十九坪是一戸ハ一家の分として一町四方の
 九合一夕七十一二坪是
 内又三十二戸一町の積三千六百坪として其内又三十
 二戸あり三十二に割て一戸の積百十二坪四合九夕八
 斗八勺九あり 十戸ハ千二百廿四坪九合八夕八斗
 千戸ハ十一万二千四百九十九坪八合八夕八斗
 百九十八坪八合八夕九斗又位田あり後子清知行あり
 官職は知りて知行は其の要と知行は
 吉御記百練鈔等も知 又受領領知所領もといつり
 行りて北山鈔東鑑太平記等もいふ
 北山鈔東鑑太平記等もいふ
 記等もいふ
 の俸百六十斛六斗六升六合六
 斗六升六斗六升六斗六升六斗六升
 十石より 正二位六十町千五百石 従二位五十四町千
 正三位四十町千石 従三位三十四町八百
 五十石より 正四位廿四町六百石 従四位廿町五百石
 正五位十三町三百廿五石 従五位八町二百石 此より以
 下と切果取ると婦女は遠中より三分の一と減り給ふ
 位田ハ其官と辞ても禄身より夫位田の額
 官位相當とすハ 朝廷の制尊卑高下より従ひ給ふ強
 弱の過差なくおのくね無き秩禄配分ありて位より者
 位より亦亦も固窮とす職分と安し其家
 と得やうは憲法を立れざるや其相當とハ官位
 中の種よりつりまが正一位より任ゆるれば田地八十

成形成圖説卷之七
 十七

町を賜ひ後五位よまれば田地八町を賜ふ是位田よて
後の謂知行所なり又大政大官よれば四十町大納言よ
れば二十町を賜ふ是を職分田と云後乃謂役料米より
故に官位を拜任よれば即ち田禄を賜ふの實より踐由
急な位昇進と規模とやり又高官下位と云ハ小知行よ
て大役と勤るも是位守某官と申又守乃字と加
つて書るり守ハ高官よまればもとの位と守てまが
ざるの義あり又位高く官下ハ行乃字と加は是ハ位ハ
重なりども是位儀と不足よせど法のおとくはよとの
義あり且夫小知行の者よるは後を命してハ是位封賞

く何ともく利と金と意出でせよハ製教と云ハ
又高知新よ下位といふ付てハ裏よ不足し奉公方疎末
よまりゆく周て是位相當の名實と立て知行と職事
相無して申道の格と制むハ也後世ハ有名な實の
事出ぬぬもさうとぞ多し是ハ神社に位と授ふよとあ
るは古語拾遺と謂諸社封税と云又式等ハ神税と云と
おれハ某神よ後五位下と授とあるハ即神領田八町
と寄進と云と云ハ又正一位の神位と授とあるハ
即神領田八十町と云進志と云と云ハ今ハ一歩田と
云と社よと正一位福荷と云と扁額と掲ハ文盲の加り

あり此位知行八十石を以て位ハ從五位とぞいふ
 位ハ一位と極ても知行ハ千石を以て位ハ從五位とぞいふ
 いづべきもの也職分田の次第 太政大臣四十町現米千石
 一月の俸八十三斛三斗三升三合 左大臣三十町現米七百
 二月の俸五斗三升三合 右大臣同上 大納言廿町現米五百
 五十 右大臣同上 大納言廿町現米五百 道子食祿の田
 地あり又後世まで扶持米と云ハ糶米五合と白米とぞ
 此ハ春耗ツキハリ一割あして四合五抄是と一人一日の口糧クシエ
 糶米是より一升乃分量と割あして一人扶持一月一
 斗五升あり是哉月俸とし廩米を受ふ歳料あして一石
 八斗あり是と一口糧として計ヒヨクキ五斗月俸七斗五升

歳料九石 十人月俸一石五斗歳料十八石 百人月俸
 十五石歳料百八十石 千人月俸百五十石歳料千八百
 石 万人月俸千五百石歳料一萬八千石 十万人月俸
 一萬五千石歳料十八万石 百万人月俸十五万石歳料
 百八十万石の積あり 伊木氏曰月俸者算閏月而賜之不
算月大小也又算之之法依庶藩有
異 ○梅子積ハ宮糶より出て高とあり又兵賦と積と
 いふハ轉運するに當バ千石の高と領知志とて者ハ出
 陣するに賦して軍役と務るなり固年生乃直番字には
 糶米との賦と自糧テニヤキを奉ふと勤むべしとてるは平生
 乃事生身のふよりけおほくともめざるゆゑアサユフ躬養クニハヒの生活

法へ不續も及て即今百里外の出行といへば武馬具
の發裝千石と詰却てと淨いごとき者阿る愈し故は田
千石の高を一人して持ちりる者を十人よ持ちれば振
刃國乃幹よりさうといふと何れは子るを振るるが
らそれほどの才能ある者の多しとてはとるるに
十人一分封へば十人乃内よ八千石取は得る才幹乃
志あるるもさう凡高を振るるものは事と勤ては役
料ハ兩がはゆ急言と振は士われどかきと取急
中付食米といふ高よ易ふると振は方振持といひ凡
士ハ事公人乃名目とてかまへより高と取へる

甲兵中不孝といへる高と夫ハ一ハ妻子と保つてさゆ
さへ振持と照つくと杖助来さうといふなり然も高は
持つる志も奉ふれば復役料と無ハ二重取なり
唯官さう高はそれハ官制といふと加給て共ハ金
し士家部の者高も杖持よりればさういへる名ハ士
もれども實ハ浪人なり夫ゆゑ高といふもさうと定
式とてさ早よさういふ傾を支配とてさ上
の志ハおのこしれといふ事ハのよ一阿しもなり又
高も杖持とてさ更さうと家業よりと利得も耽
もとのけ田禄と没収のゆゑおのこし道と修せ徳と徳

ひと士大夫とて自然の法律あり○むり封建郡縣
 の分ありて郡縣の制は位田某町とありまより知
 領地を以て一とせの總の義なるよつと名稱も鄰
 くふりて某町といつともとて田地の儀料は係
 何貫文とて一とて遂に米の數と直に呼んで何百石ある
 つふとて一とて遂に米の數と直に呼んで何百石ある
 一八町とて一とて田賦田を幾町とてりて給を流あり
 近世百年前より一貫とて一とて何りいづれの儀より給
 るとて一とて今夷政より俗説辨曰武家系圖相模
 入道平高時の條下は領地二十八万七千貫當知行百四

十三万五千石是田五段と一貫とて一とてあり或云
 青砥友綱は福ふ所の所領三万四千石傳書代知りし
 て八六万石ありて何とて傳書代知りし
 治比三百貫とて一とて猿掛城より勃起し吉田三子あり
 唐上は北越軍談曰二万貫今云二一万貫今云十塩尻石
 直とて書の中は後奈良帝天文十九年天野賢景三州
 大濱まで五十貫文の米地を拜領しとて一とて收納五百
 石の地あり又曰天正の石直東國ハ一貫五石西國ハ
 八石あり但天文の頃ハ上州邊の分ハ錢一貫文十石
 ありし由とて一とて此記實とて一とて近頃仙臺林氏著

七しきのに四貫文ハ四十石也七八貫といつて七八十
 石より五十貫ハ五百石百貫ハ千石五百貫ハ二千石
 千貫ハ一万石あり或曰石以下と貫と以て称ぞ十貫
 と百石ともするハ百石の束と江戸等の價よりしつゝ
 解の准つて知盡し然ども法所異同ありておれしつゝ
 故々の淺き名ハ一石よりして九六七八などの差あるが
 だ

 玉露叢曰近年仙臺の知行五貫文と他家の百石
 と次鈴源曰田一坪は稲苗一把握て百坪あり把
 秤ると百目と云千坪と一貫と云大抵十貫ハ百石百貫
 ハ千石とあるは千坪下田よりして一定せぬ知行百石ハ
 畝百石あり米ふして四斗石又ハ三十五石あるはより
 て四物浅云つたふさぐとあるは常典雜史曰鎌倉松
 尾東慶寺の御米印は百十二貫三百八十文とあるハ
 時の收納五百石のよしと云うれハ四一坪は苗百把と云

五石ともするは五し固本録曰永一貫文ハ五とけりて高
 五石ともするは五とけりて米二石五斗ともするハ古
 来の定まり又永一兩代ハ金一分ハ永二百五十文四ハ
 別六十二文半と一貫と云二十一文二分五厘と銖中と
 云三銖より銖中まで一兩六十目ぐへまで銀上納あり
 又平村よりある米の定額同あり又室東より陸田の租
 一一段ハ永樂何文取とつとあり永樂三兩又取
 二兩又九四文取とあるは奥人の説はむしり不
 石以下の高は貫ととて稱するハ糙米の價凡永十貫より南
 るがゆゑハ十貫高と云ふはつとあり續貫行曰永高乃事

五畿内近國ハ百貫千石ノ中ノ東ハ百貫六千石又五
石ノ充^ルモあり異州ハ百貫八十貫石ノ充^ルル^ルモ
後五貫と百石と一十貫と千石と充^ル村里ありて法
必一統ありと運上乃便ありき所より切取して永樂の
より有と永高あるものより充^ル永一貫文の價錢
よあやば四貫文金子あやば一兩銀よ充^ル六十五の
積持引分聖と違ふ事ハ永勅定まり永樂乃事世に傳へ
いへど何の比ありり田地の高差物代と永樂と詢へ
今ハ細方^方の充^ルとあやばも永樂通寶錢のより
ハ充^ル永樂通寶ハ明の二世永樂年中造所より吾

邦^邦永中ノ充^ル然^然ハ永以前より永樂高の村ノ諸
五ノ充^ル 後醍醐帝の元應の頃楠正成所領河内國ノ
て永樂七千貫といふあり今按^レ金銀錢譜曰^レ引武
表記中、古
治、乱、記等 後小松天皇應永十年八月二日大風翌三日
唐船一艘桐州三崎の浦へ漂着^レ福倉^方是利^方兵衛
督滿兼船中の載物と點檢^ルに永樂錢數百貫と積
載^ルり此由京都に告^ルれハ新將軍足利義持の下知と
して滿兼^方與^つられし^りハ故^レ東^方おいて通用い
とし天正十八年北条氏政の頃まで行^ルり一統の法
慶長十一年十二月永樂錢停止ありて元和二年五月銅錢

の令とあされしよし編年集成東武実録等より詳あり今
 和漢年契等より據る應永十年八月即明太宗永樂元年より
 其年ありと據造るる新錢と云ふ海船万貫船中より載す
 ると是來ありきより又按て法曹至要鈔子建久四年宣
 旨停止宋朝錢貨とありて永正五年の條目より撰錢の儀
 ウ千ヒラメヲノゾク其外の渡唐錢永樂洪武宣徳ワシ
 錢以下合て百文より三十二錢ケリヤウ三分一可有之於向後者トリ
 ワタスベキ事愚錢賣買一切可停止事又於古今渡唐錢
 者悉以可取用之とされしを中頃ハ永樂より洪武
 以下の錢と有る隨に取用ありしを永樂と云ふと

は錢乃事あふべし蓋應永十年後渡入しと云ふ前の錢と
 國々に依て流布ありて永樂と云ふは永樂一貫に兼六
 石代と云ふと浪華各陣の時金一兩に兼七石代兼陣は
 六石代と云ふと浪華各陣の時金一兩に兼七石代兼陣は
 應永中明と教く通好に故に此錢多く持て永樂は
 了天正文祿まで偏く流行せり是より前北條時宗が
 權の對金元にて遺て銅錢と買取て通利義政
 是より明乃禮部官に遺て銅錢と買取て通利義政
 の頃より省百錢一と云ふ文正の頃上杉長尾意玄弘仁
 六の頃より省百錢一と云ふ文正の頃上杉長尾意玄弘仁
 永樂の頃より省百錢一と云ふ文正の頃上杉長尾意玄弘仁
 東は唯之の當り使て鈕ハ慶長十一年まで五十七年留
 鈕四貫文の當り使て鈕ハ慶長十一年まで五十七年留
 目子亮此金は即黄金也黄金十兩は即大判金一枚也
 貫金一兩に錢四貫と云ふの相當也此より明し家忠日記
 天正の初迄ハ知行何れと云ふりし以同十八年御家人へ

米地を賜ふに何万石誰とぞ是れ是れ全く石にありし始
 かるもや 又按天正十六年豊臣太閤あり吾先彦に接津
 の内一萬石を被充行等の知行目録ありされ
 八天正の中間よりいどを又按前漢書注に漢制三公號
 をく田地を附せし事也
 稱萬石其俸月各三百五十斛穀其稱中二千石者月各百
 八十斛二千石者百二十斛とあり是三公といふは周
 年の通計僅に四千二百斛を蓋漢二千石と云は今
 本邦もて現年二百石を當るその二千石ハ卿の祿と
 史記索隱に二千石ハ是郡守の秩其俸月三百二十斛と
 あり百二十石ハ本邦の十二石を當る後漢光武紀注
 におハ二千石ハ郡守の秩とあり郡守ハいふは一の郡

領もも準じし其秩祿の輕き故にば
井地即井田也多識編に古々乃毛

蕃名無之

夫井田ハ黃帝其時今といども三代同く行は
 して阡陌を開く故に堯舜復出るとも亦以行ふと能ざ
 らばしと區博が王莽を諫めしあるは況や今日絶域
 よ在て其絶迹を説ハ實に不急の難といふども聊事
 固てそ大段を推考するに凡井田の制ハ夏殷周代々更
 改と或疑て曰夏ハ五十畝を以て貢し殷ハ七十畝を

して助し周ハ百畝ありて徹に三代かくのぶとく変易
あると夫天下と疆理あるの初許多州澮溝洫を廢
壞して民衆を勞擾し既成の業を破て其煩雜擧て計
るべり〜と云ふ一り之と強辯あるものおり〜と云
周の革命亦其田地歩率を改めあはして畝を増し制を
更て百姓の分ち與へ雄強併貪ふと云く其田均しく其
賦亦いて百姓の分はふ是と云民を便に衆を勤むべし則
民其勞を忘れて煩雜あるべり〜と云ふ一り〜と云こ
れ田地不案内のぬと紙上の揣摩の事は行る孟子井地
の章饒氏云井田之法黃帝開端便做成了如何改得商人

七十畝周人如何便更百畝至於溝洫塗畛亦非一朝一夕
所能成朱子亦嘗疑之王制與周禮已不同孟子多是臆度
言之井田可行於中原平曠之地若是地勢高低如何可井
恐江南是用貢法阡陌是田間路古人車制一車濶六尺有
餘兩傍又翼之以人占田太多商君欲富國所以鑿開阡陌
為田前此諸侯欲富其國井田大綱已自廢了商君則索性
壞却とあり井田の地として棊枰のやうに透徹と云ふ
〜とわりつめ〜と云ふ一り〜と云ハ拓の川〜と云
の地ありて五十畝乃繩引〜と云ふ一りハ七十畝と嬴七
十畝とあり〜と云ふ一り〜と云ふ一り〜と云凡今時よりと田

地よある領ともハ竿贏サノノビして新領ともハ竿打縮サノノビの地ある
がごとし夏よりハ殷殷よりハ周と漸く生齒ヒトカス繁殖フエミて耕
地ハ浸逼ヤセテリ迫りゆ急田化の碩授アソケ修アソケ細アソケより七寸畝七十畝
下公私カゲモトの糧積カゲモト足さるるを以て五十畝より七十畝七十畝
より百畝まで竿の丈出ワキダシとありさるる是惣頭カゲモトハ家戸
きさるる何れと家戸カゲモトも附カゲモトさるる條夫佃僕コヒヤクシマク多シタサクくありし
おどにいつさるる田地ヒロ度ヒロさるるがれハ耕作ヒロさるるつう一收
納ヒロ少ヒロきゆ急ヒロさるるされハ周の時公田ハ殷のさけり七十
畝とし私田のさしと百畝よりさしとありとありば格外ヒロのさ
さるるとさるるれども田の時零コケイあく竿と入ヒロつむるし

つふハ夏ハ百畝の條ヒロより高鞅ヒロ汗ヒロとありて田地ヒロと度
うさるるとさるるも百畝までおつさるる井田ヒロさるるは是よ
むておよ丈出ワキダシの仕方ワキダシさるるれハお勢ヒロのさるる
池間ヒロ百夫ヒロ而ヒロ涇ヒロ途ヒロ為ヒロ百溝ヒロ間ヒロ千畝ヒロ澮ヒロ間ヒロ千夫ヒロ而ヒロ
畛道ヒロ為ヒロ阡ヒロとありと阡ヒロ陌ヒロハ田中ヒロの大道ヒロあり夫ヒロ天下ヒロ許ヒロ多
の田地ヒロと一統ヒロよ更改ヒロさるるおは一朝ヒロ夕ヒロのさるるべきわ
さよいつさるるも年夏周未ヒロさるるり清ヒロ産ヒロ我ヒロ修ヒロとあり自ヒロ地ヒロと壞
とありさるる井田ヒロと高鞅ヒロと耐ヒロ坊ヒロと飽ヒロと阡陌ヒロと廢ヒロし溝澮ヒロと
埴ヒロの也又三代の時天下ヒロ悉ヒロく井田ヒロなりとありさるる貢ヒロよ
さよいつさるるハあしとありさるる物ヒロさるるをさし朱
熹云考周禮行助法處有公田行貢法處無公田孟子也不
成形圖說卷之七

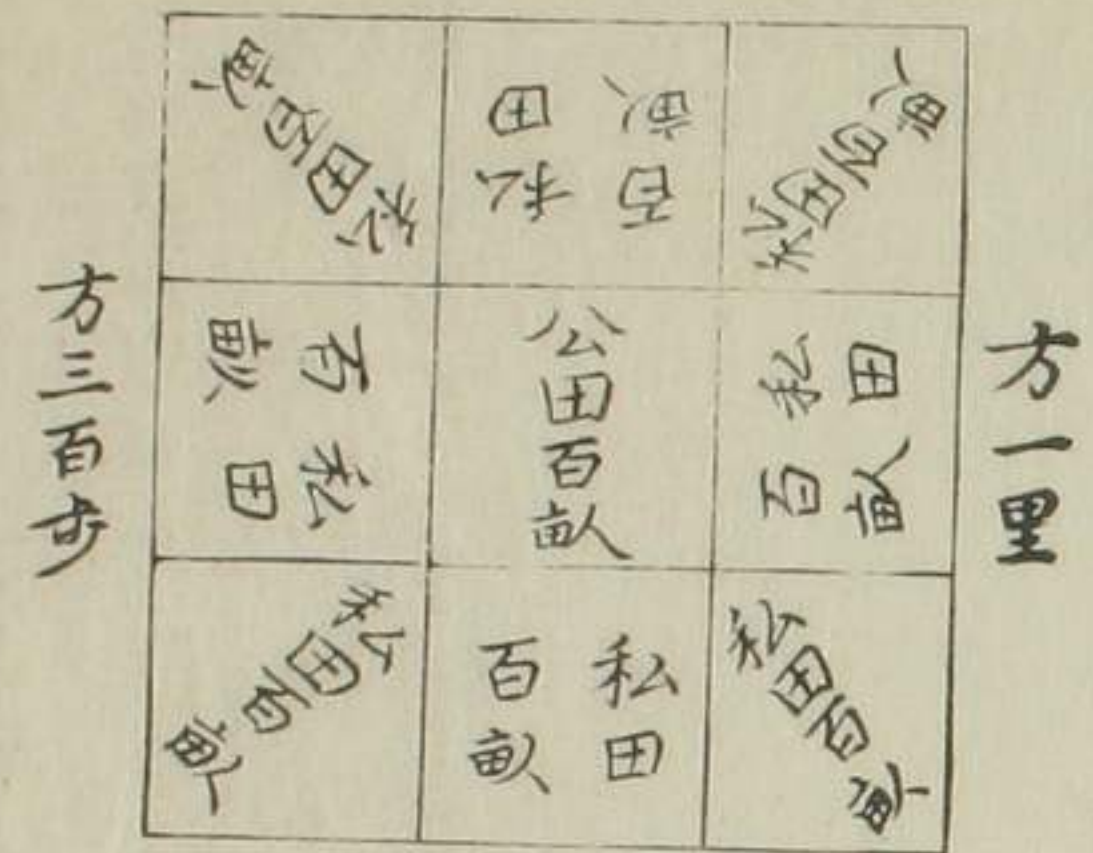
曾見周禮とあり前より川島某夏殷周の井田畝數と并計
してその畫と圖して田賦集に載るる志くれども其考
みして費辭に堪へず故に今復歸前政温册訂する所と
以て更に別圖を從多因或向一條と辨してその條緒と
補ふと云

夏殷周井地畧解

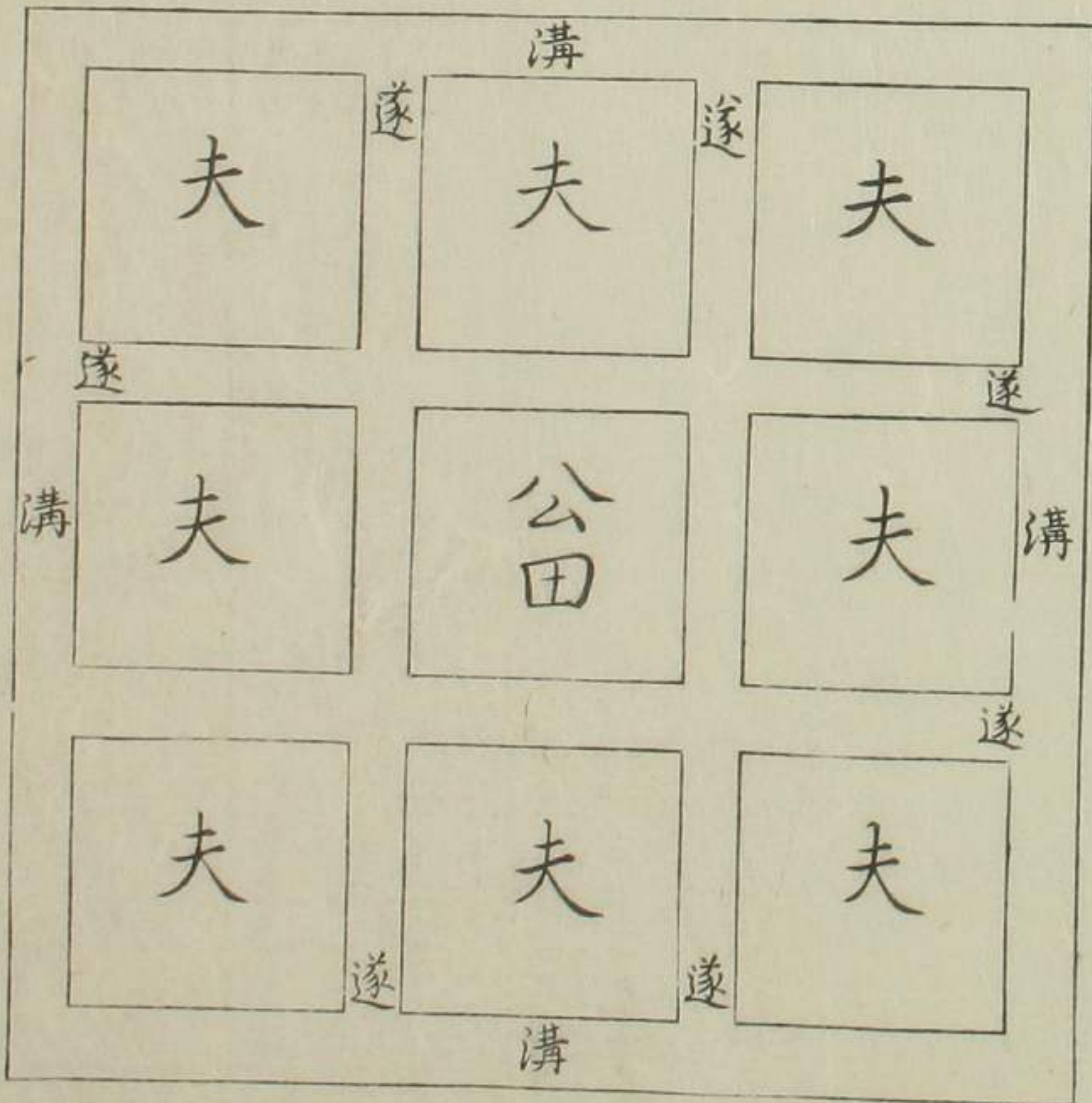
夏田九區四百五十畝の地と經畫して一井と爲し一夫
田五十畝と爲くその田一畝ハ縱十歩横五歩ありて九
夫家毎に五十畝ありて之を帯ハ菜田としその中五畝
の收をかせ一がゆゑより之を什が一の貢法と爲

殷田九區六百三十畝の地と爲て一井と爲し一夫の田
縱十畝横七畝の七十畝と爲八夫井と爲し條の八區と
私田と定めの中の一區と爲田と爲し九一の法と定む是
と助法と爲助ハ藉也民力を借て爲田と爲るの義也七
十畝の中三十畝ハ菜田とし十四畝ハ廬舎と爲
周田九區九百畝の地と爲て一井と爲し一夫の田縱十畝
横十畝の百畝と爲九夫井と爲し什が一の賦と爲る近
郊の外ハ殷の法と爲助法と爲るハ八夫井と爲し九一の
賦と爲る百畝の中二十畝と爲廬舎とし其二十畝と八夫
受取て爲るる谷二畝半と爲て田と爲る所の居處と

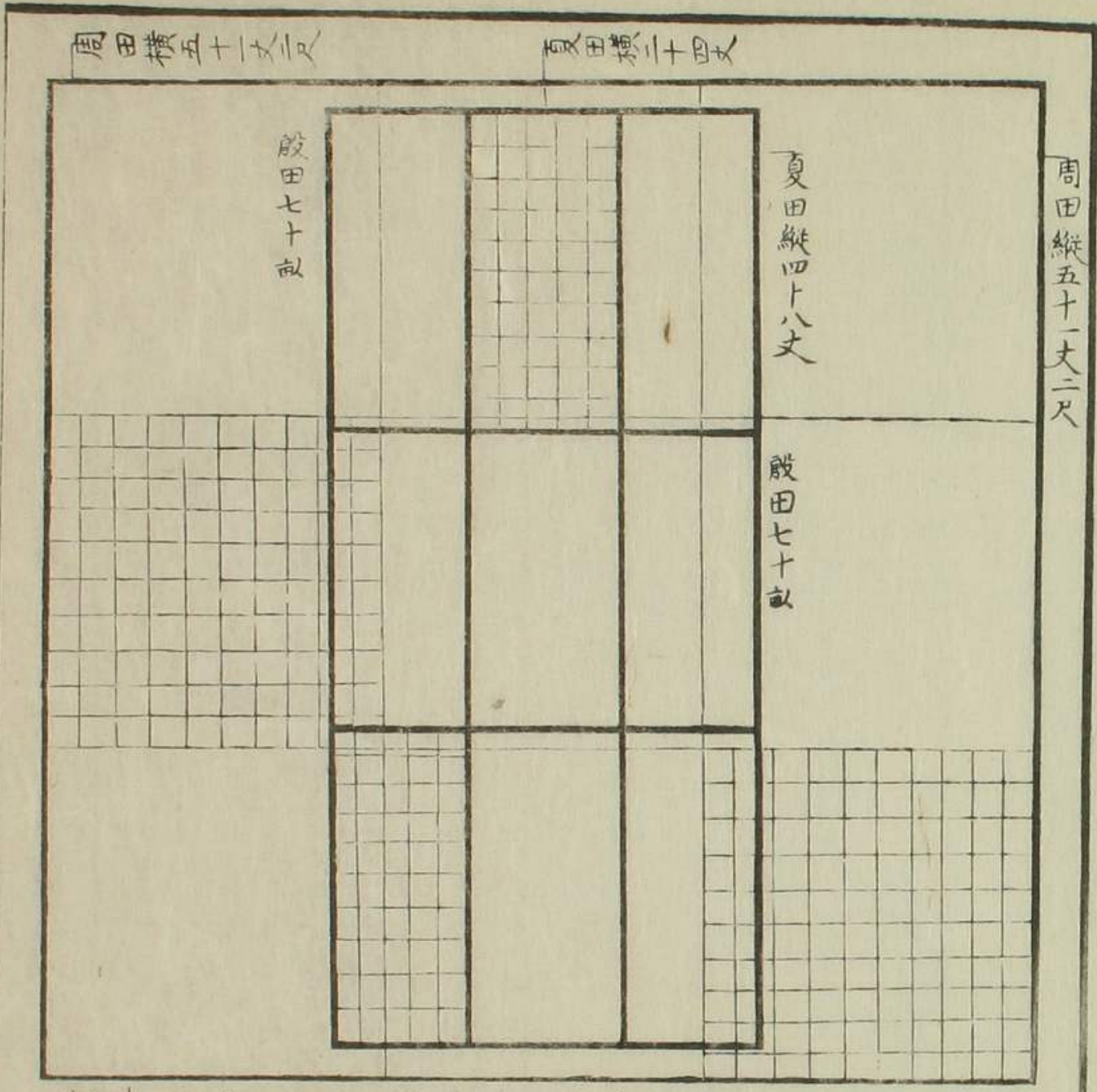
周制井田圖



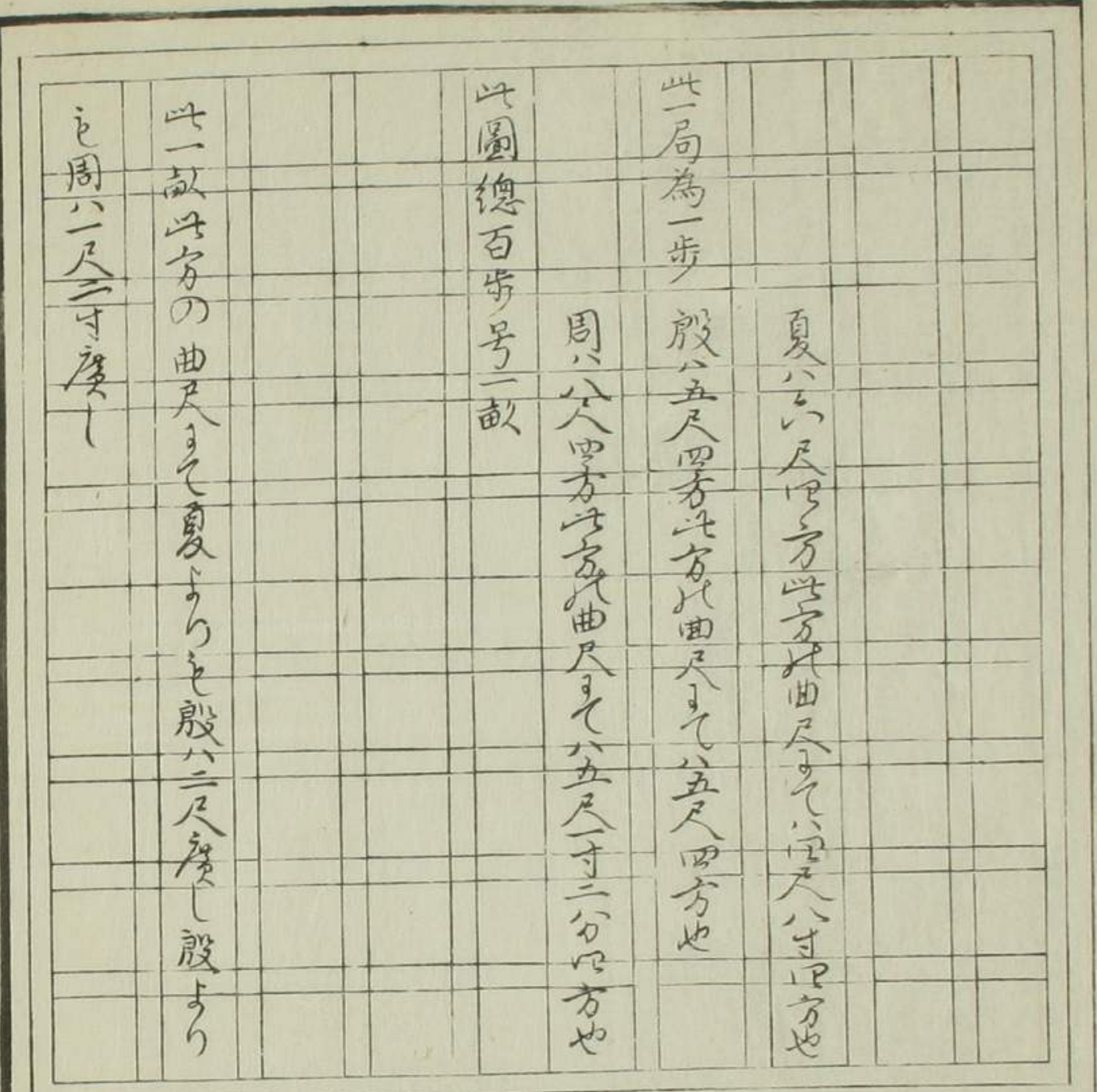
司馬法三屋井圖



次其萊田ハ皆別井ヲ存トス是ニ由テ一夫耕ト所ノ公
 田實ハ計子十畝私田百畝ト通シテ其一ト取ラ故子十
 グ一の賦トシ又助法貢法ト兼テ通徹モ故子之と徹
 法ト云○凡周田一井方一里井の間水道度四尺深四尺
 溝トシ方十里成ト号シ成乃間九通廣八尺深八尺
 洫トシ方百里ト号シ同の間水乃度二尋深二仞
 澮トシ方如是トシ溝の上子畛トシ洫乃上子涂トシ
 澮の上子道トシ又一井の間澮界の厚六尺トあり南北
 澮ト号シ東西ト隔ト号シ又田中の水道ト畝ト云廣
 深各一尺トあり



○三代田制廣狹圖
 前の夏殷周の井地
 廣狹を畫し記した
 る計ありは、
 地の畫を以て、
 夏の一井ハ、
 殷の一井ハ、
 周の一井ハ、
 又夏田一區の
 畝殷の七十畝
 周地
 百畝を以て、
 二區
 ありしを也



内の夏ハ夏の步也中の
 夏ハ殷の步也分の
 ハ周の步也三代の一步此
 方の一尺四方一坪二畝の
 法ハ夏ハ二十坪下
 四分也殷ハ二十五坪也
 周ハ二十六坪二分四厘
 也○三代の一畝能攝
 の尺法ハ夏の六丈八
 尺方尺五寸四分也ハ
 尺方五寸四分ハ一畝
 五寸四分ハ八尺也○
 殷の五丈ハ此方尺五
 寸四分也○周の八丈ハ
 此方尺五寸四分ハ一
 畝五寸四分ハ八尺一
 寸二分也○ハ八尺一
 寸二分也

○夏田一區五十畝之地丈尺圖解

縦 夏の尺より六十丈此方此尺より八十四丈

横 夏乃尺より卅丈此方の尺より廿四丈也

○殷田一區七十畝之地丈尺圖解

縦 殷の尺より五十丈此方の尺より五十丈 内二

丈ハ夏田の延殷より増之

横 殷の尺より卅五丈此方此尺より卅五丈 内十

一丈ハ夏田此延殷より増之

○周田一區百畝之地丈尺圖解

縦 周の尺より八十丈此方乃尺より八十一丈二尺

内一丈二尺ハ殷田乃延周より増之

横 右同前此方乃尺より卅一丈二尺 内十六丈二

尺ハ殷田の延周より増之

夏此一夫の地ハ夏の尺より縦十畝横六畝を并して一

區定數五十畝也一夫乃田此方此一尺四方乃併り此方

數 十一方より二面増也今此方此六尺一步の田よりし

てハ 一町六畝也也

殷の一夫の地ハ殷此尺より縦十畝横七畝を并して一

區定數七十畝也一夫此田此方乃一尺四方の地より并

數 十七方より二面増也今此方の田よりしてハ 一町六反

二畝一步と一尺坪四り也 内五反五畝十一歩余ハ夏
此一丈れ地よりと多き也

周乃一夫の地ハ周の尺に十畝積十畝と此一丈
區定數百畝也此方乃一尺四方此坪より多分の數 廿六
百二子百四十四坪也今方此田にしてハ 二町四反
二畝亦一步と尺坪廿八也 内八反廿歩余ハ殿の一夫
此地よりと多き也

右に代井田の〴〵此或同田殿の一丈れ田ハ夏此一丈
れ田よりと多き也 此方の田にし 周此一丈の田ハ殿の一
丈乃田よりと多き 此方の田にし 配當せしことハ夏殿

に田地不逞よて改増する也 各田不逞是延地と云え
り近や申さば申時より山野并に〴〵よて原野
と水乃たより申す記不白移居ハ一家ハ一段改の
田減濟並み少くげく他人より廣くありて十年も過ぎ
て竿々入るにバも田自然ハ一反三四畝ともなるもの多
し其のぶとく夏此五十畝の田も少くげく廣くあり殿
も改る時近と名同ハ五十畝といつとと實ハ七十畝に
も過ぎるものありし殿ハ新田と他坪とあり〴〵るも
てハなく自然ハ廣りする田も竿々入延地と打出ること
ら多し然らば夏の代ハ一井より廿田五十畝此納と殿

子七十畝と定し年よりハ七十畝乃納とす
 あり志くばハ廿畝の佃を被て二十畝は延地あり
 此のくまの村の爲あり延地あり田の端りありハ世
 のくだちある志ほしあり周と云之ハ準一畝とし同田
 志くば殷周の地を改定する可也何 昔曰延地と
 云は一横ハはあくま少何ん事あれを改定ありき
 ハハ何んぞ井地境界ハ治國の基存ありは歩數と改め
 田區と均して七十畝又ハ百畝づく能事やハはよりし
 此のより地はとも公あるよりり申さんハ殷まで改め
 時夏田ハ延地ありば一夫ハ七十畝佃とありて公

田ハ春のどとく五十畝あり並周と云かくのどとく
 一夫ハ百畝佃を配當して公田ハ殷の七十畝乃納と
 ありは民との深沢を被るはと事といふ言はくは志り
 る夏の五十畝と殷と七十畝より周よりハ百畝
 たり何んぞしとら何ハ周改ハ民ハ共すといふ言はくは
 此のより地はとも公あるよりり申さんハ殷まで改め
 田と云て 五十畝ハ此方の田ハ 張ハ八夫より十石
 一夫より一石余げ、納めしハ周よりハ百畝と公田
 として 百畝ハ此方の田ハ 納めしハ周よりハ百畝と公田
 夫より二石余げ、上納をせしむる言はくは實ハ周ハ夏より

里と重敷ヨコリありしはありきなりはあれど殷の七十畝
といつどもと重敷ある畝もとて周の百畝といつどもと
重敷百廿歩と短畝ありしはありきなり又同日右の畝は
こゝ同も短地多きといふゆへに畝かきさしむるなり一
地あるべきは畝畝同歩ありしはありきなりは石の
といつどもと短上の格式もありきなりやうに
短夫のハ水と存し各ハいさくに短ふとのまれをい
うはど廣き畝郡とて碇石のばとて千方里いつか
ぬありきなり 本邦もといふ短六方歩と三十四歩の
一畝といふ短六方歩と一町と定めしむるも

地短し周ハ八短百方歩と横三方歩といふ一畝といふ又方園
尖斜ふど京師の田ありしはありきなりは短六方歩といふ
止のといふ下の溝道の境と改め給ふといふは人夫と勞
費と短ふと勝て計る短六方歩又夏殷周ハ聖人の世と
といふと五穀不足といふ上は新田と開き民を勸しその畝
と重くしその税と増え短六方歩又夏の代といふは
五十畝といふ不足といふは高野といふと増えしめと殷周
といふは短六方歩といふは短六方歩といふは短六方歩
といふは短六方歩といふは短六方歩といふは短六方歩
子革命ヨナリの後天下此田地を支配をつけてゆく畝短と増

成形圖說卷之七終

一
二
三
四
五
六
七
八
九
一〇

